

農村第631号
平成29年8月1日

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県農政部農村振興課長



太陽光発電事業を目的とする農地転用許可申請に係る添付書類について

平成29年4月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT法」という。)が改正され、新しい認定制度が設けられたところです。

この改正後のFIT法は、設備認定から事業計画認定とすることで、事業の適切性や実施可能性をチェックし、責任ある発電事業者として再生可能エネルギーの長期安定発電を促していく趣旨となっています。

については、このFIT法の改正を踏まえ、標記について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでご了知願います。

記

1 基本的な考え方

事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあることを確認する必要があること。

2 事業実施の見込みを確認する書類

(1) 旧制度（平成29年4月1日改正前のFIT法の適用を受けるものをいう。）による設備認定に関しては経済産業省資源エネルギー庁（以下「経産省」という。）からの「設備認定通知」及び電気事業者に対する接続の同意に係る手続がなされたことが分かる書面により事業実施の見込みを確認するものとする。（従前どおりの取扱い）

(2) 新制度（平成29年4月1日改正後のFIT法の適用を受けるものをいう。以下同じ。）による事業計画の認定に関しては経産省からの「事業計画認定通知」により事業実施の見込みを確認するものとする。

なお、新制度による認定申請における標準処理期間が1～2ヵ月とされていることを踏まえ、経産省に対する認定申請後、前記標準処理期間の上限を超えても経産省からの「事業計画認定通知」がなされないものにあっては、接続の同意を示す書類の写し及び事業計画認定申請書の写しをもって、事業実施の見込みがあるものと取り扱うことができるものとする。

(3) 上記接続の同意を示す書類については以下のとおりとする。

ア 原則

接続同意日	提出を求める書類
工事費負担金契約の締結日	連系承諾及び工事費負担金の額を定めた書類

イ 工事費負担金の額が契約書に記載していない場合（工事費負担金は発生）

接続同意日	提出を求める書類
工事費負担金の請求日	連系承諾書類+工事費負担金の請求書

ウ 工事費負担金が0円の場合

接続同意日	提出を求める書類
連系承諾日	連系承諾書類

3 留意事項

農地転用許可申請時にあっては、オンライン申請等により経産省に対する事業計画認定申請をしたことが分かる書類を添付することにより、申請をすることができる。

担当所属	農村振興課農地利用調整係		
課長補佐兼 担当係長	篠 田	担当者	高 橋
電話番号	058-272-1111 内線2662		